

## 深刻な経理の人手不足に終止符を打つ 転職支援のプロが示唆する 経理人材から選ばれる職場環境の要件

電子帳簿保存法やインボイス制度によって経理部門の業務負担が増える中、多くの企業において、経理部門の人手不足が深刻になりつつあります。解決へのアプローチの一つとして、新たな経理人材を採用することが考えられます。経理の採用を支援する有識者に、求職者にとって魅力的な要件を伺いながら、企業が明日から実践できる、経理の人手不足を解消するヒントに迫ります。



## 8割超の経理担当者が人手不足を感じている。 経理人材の採用は企業の重要課題に

日本の人口減少が社会的な課題となって久しい。また、それに伴って生産年齢人口も少なくなることから、さまざまな業界で深刻な労働力不足に陥ることも予測されており、多くの企業で大きな課題となっている。経理部門に限って見ても、同様の傾向があるようだ。

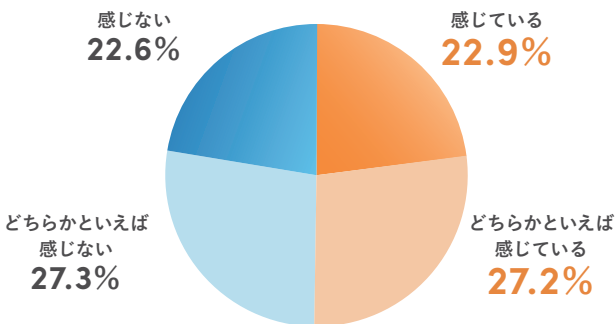
インボイス管理サービス「Bill One」を提供するSansan株式会社は、経理部門における人手不足の実態を明らかにすべく、1000名の経理担当者を対象に調査を実施。およそ半数の501名が、「自社の経理部門において人手不足を感じているか」という質問に対して「感じている」または「どちらかといえば感じている」と回答した(図1)。

加えて、その501名に人手不足の深刻度について質問したところ、「かなり深刻」「深刻」「やや深刻」と回答した人が85.2%にも上ることが判明した(図2)。経理担当者が、人手不足に対して危機感を抱いている様子が見て取れる。

【図1】

Q: 自社の経理部門において人手不足を感じているか

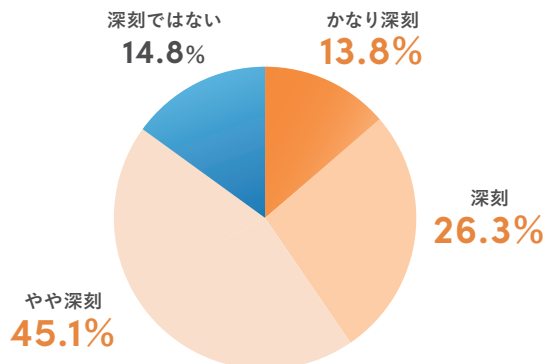
(n=1000 単一回答)



【図2】

Q: 自社の経理部門の人手不足はどのくらい深刻か

(n=501 単一回答)



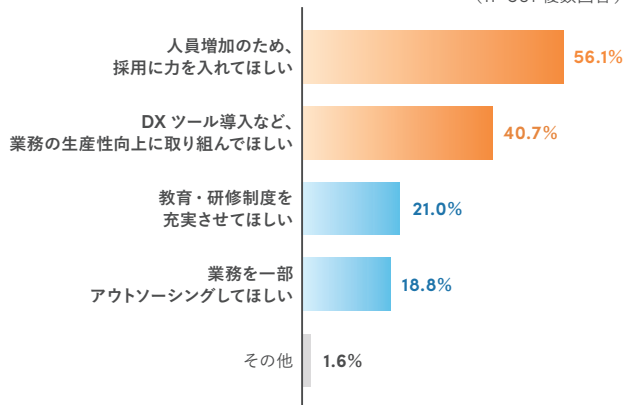
では、そうした経理の人手不足を解消する対策としては、どのようなものが考えられるだろうか。

先述の調査では、人手不足に対して自社に求める対策として、調査対象者の過半数が「人員増加のため、採用に力を入れてほしい」と考えていることが分かった(図3)。

【図3】

人手不足に対して自社に求める対策

(n=501 複数回答)



※出典：Sansan株式会社「経理の人手不足に関する実態調査」(2024)

しかし、経理人材の採用は簡単にはできない。経理は日々の仕訳作業や月次決算・年次決算における決算業務と並行して、税制などの法律や会計基準の変更に都度対応しながら業務を遂行する必要がある専門職だ。企業の規模が大きくなればグループ間の連結決算業務にも携わる必要があるなど、専門的な知識や実践的な経験が必要とされる場面が多く発生する。そのような専門性を持った経理人材は、労働人口が縮小しつつある日本においてはさらに希少性が高くなる。人材獲得の難易度が上がる中でも、経理業務は企業にとって欠かすことができないため、経理人材の採用は、企業経営にも直結する非常に重要な課題だと言える。

では、企業が「採用」というアプローチによって経理部門の人手不足の解消を図ろうとするとき、押さえるべきポイントとは何か。大きく二つが考えられるだろう。

一つ目は、経理人材がどのような雇用条件や職場環境を求めているかについて深く理解すること。二つ目に、自社が経理人材の求める条件や職場環境を整えられているかを確認することだ。働き手のニーズを知り、可能な限りそれらのニーズに合致するよう、職場の環境を構築しておく必要がある。

次のページで、その具体的な要件について触れていく。

## 特別インタビュー

### 経理担当者の獲得と定着を加速する職場環境とは

— 経理の求職者が職場に求める条件を教えてください。

待遇面、業務内容、働き方の三つの要素が大きいと捉えています。

「待遇面」は、給与面の条件はもちろんですが、休日回数、残業の有無など、労働時間に関する条件面に気にする求職者が多い印象を持っています。また、主にエンタープライズ企業へ転職を考える際は、入社後に、転勤・転居の可能性があるかもよく論点になります。

「業務内容」という観点では、キャリア志向の経理出身者であれば、上場企業の会計業務を経験できるかどうか重要な条件として挙がる人が多いです。経理のキャリアは、上場企業の会計業務を経験すると、向こう何年の給与が上がるといことがしばしばあります。私が過去に支援した方で、未上場企業から転職し、5年間上場企業の経理を担当した後、再度転職活動をされるとい方がいました。すると、再転職活動時、5年の上場企業での経験から市場価値が上がり、1.5～2倍程度給与額を上げて転職されました。そのようなキャリアアップの観点で転職を希望される方は、多少待遇面が悪くても転職を意思決定されます。

最後の「働き方」は、主にリモートワークができるかどうかです。リモートワークができなければフレックス制度など自分にとって最適な働き方が選択できるかという観点です。コロナ禍を経て、特に重要視されるようになってきていて、働き盛りの若い世代や子育て世代の方々がこの条件をよく挙げられます。昨今さまざまなITツールによって業務のデジタル化が進み、柔軟な働き方ができるようになった結果、むしろできないことがマイナスポイントとして目立つようになってきていると感じています。働き方改革が進んでいない、昔ながらのやり方を変えていないという企業はむしろ求職者から避けられる傾向があると言えます。

実はこの流れを受けて、われわれも求人企業に対して、事前にどのようなITツールを導入しているかを聞くことを必須事項として定めています。逆もしかりで、実際の転職市場では求職者にとっても特定のツールを使った経験によって、同じツールを活用している企業とマッチングしやすくなるということも発生するようになってきていますね。

— では、経理にとって魅力的な「経理人材に選ばれる環境」にはどのような要件が重要だと思いますか。

これは実際に求人を出す企業の担当者様によく助言をさせていただくのですが、「直近のトレンドに応じて職場環境を設計できている」が答えになると考えています。現在の場合ですと「働き方」で挙げたように、組織としてITツールを導入し、働き方改革を推進できている、あるいは今後取り組んでいくことが要件となってきます。採用市場の中でも求職者に対して、「働き方を柔軟にできる環境の用意がある」と発信できる求人企業は強い印象です。

加えて、市場の動きを捉え、バックオフィス部門に対しても役割に見合った対価、報酬を用意することも重要だと感じるが増えてきました。よくある例が、事業開発やマーケティングのような部門の報酬は上がっているが、経理などバックオフィスは上がっていないと誤認し、社会的に賃上げの動きが進む中で、経理の給与を見直していないケースです。採用市場では不利にならないよう、しっかりと経理部門の価値を理解し、対価を支払っていくことが重要です。

#### 経理人材が求める 職場環境の3要素

- ① 待遇 給与、労働時間など  
労働条件が見合うか
- ② 業務内容 キャリアアップにつながる  
業務を担当できるか
- ③ 働き方 リモートワークをはじめ  
柔軟な働き方ができるか



#### プロフィール

株式会社MS-Japan  
執行役員  
キャリア事業部 東京C Division長  
兼 セールスマーケティング Division長

小山 英介 氏

## ペーパーレス化、業務効率化に取り組むことで 経理人材にとって魅力的な職場環境を実現

前ページで小山氏が提示した「待遇」「業務内容」「働き方」のうち、前者二つについては企業の個別事情によるところが大きい。自社の状況に応じて個別に対策を講じる必要がある。しかし、「働き方」については、どんな企業でも共通して取り組めることがある。

経理人材が求める柔軟な働き方とは、具体的にいえば「リモートワークができる環境であるかどうか」だ。求職者の中には、業務内容や家庭環境などに応じて柔軟に働きたいという希望を持つ人も多く、リモートワークの可否は職場選びの重要なポイントになっている。

しかし、他の部署に比べて、経理部門のリモートワークのハードルは高いという企業は多い。なぜなら、請求書、領収書、納品書など、経理部門が扱う証憑類は紙でやりとりされる場合が多いのが実状だからだ。請求書に関連する業務や経費精算、入出金処理など、経理部門が行っている数々の煩雑な業務において、受け取り、開封、振り分け、内容の確認、承認者への回覧など、紙の証憑に起因するさまざまなアナログな工数が発生している。加えて、月に一度の月次決算の対応、年に一度の決算の対応時には処理しなければならない対応が重なり、月末・月初や年度末の繁忙期には残業を余儀なくされるケースも多い。さらに、電子帳簿保存法やインボイス制度などの影響で、経理業務の工数はますます増えている。

そんな状況にある経理部門で、リモートワークを含めた柔軟な職場環境を実現するには、紙の証憑類にまつわるアナロ

グな業務をデジタル化する「ペーパーレス化」が鍵となる。

そのための有効な手段の一つがITツールなどの導入だ。例えば、インボイス管理サービス「Bill One」は、あらゆる請求書をオンラインで受領でき、受領から確認、承認・申請、支払までの一連の請求書に関する業務をデジタルで完結できる。アナログな業務にかかっていた時間を大幅に削減でき、場所の制約も少なくなることから、リモートワークなどの柔軟な働き方を実現することにつながる。

さらに、ITツール導入によるペーパーレス化と業務効率化は、ほかのメリットももたらしてくれる。すなわち、業務のデジタル化や自動化により、それまで手入力や目検によって発生するリスクがあった人為的ミスを防ぐことができる。そして業務効率化を図ることができれば、単純な事務作業にかかっていた時間を、月次決算などの企業経営にとって特に重要な業務に充てることができるようになる。

正確で迅速な月次決算から得られる情報は、企業の経営判断にとって欠かせないものだ。より正確でスピーディーな月次決算が実現でき、「経営の意思決定に関わっている」と実感できる職場は、経理人材にとって働きがいのある環境であり、求職者にアピールできる魅力となるだろう。

働き方の柔軟性をもたらすための、ペーパーレス化や業務効率化。それらに取り組むことが経理人材から選ばれる職場環境の構築につながり、経理の深刻な人手不足に終止符を打つための第一歩となるはずだ。

### ITツールの導入などによるペーパーレス化、業務効率化



リモートワークをはじめ  
柔軟で多様な働き方ができる



アナログな業務工数を削減し  
正確で迅速な月次決算が行える

### 魅力的な職場環境の構築につながる働き方を実現

請求書受領から、月次決算を加速する

# Bill One

powered by Sansan

Bill One は、Sansan 株式会社が提供するインボイス管理サービスです。

さまざまな形式・方法で届く請求書をオンラインで受け取り、

請求書業務を効率化することで、企業経営における意思決定のスピードを向上させます。

請求書を発行する企業



郵送



メール添付



アップロード

Bill One

## ワンストップ受領

請求書の発行元には、これまで通りに請求書を送ってもらうだけ。  
紙の請求書は代理で受け取り、面倒なスキャンも行います。

## 99.9%\*の精度でデータ化

AI、OCR、入力オペレーターが、99.9%という高い精度で請求書をデータ化。  
請求書の受領やデータ化の完了を担当者にメールで通知します。

## クラウド上で一元管理

データ化された請求書は、専用のデータベースで一元管理できます。  
検索が簡単になり、他のシステムと連携させて活用することもできます。

Bill One の契約企業



\* Sansan 株式会社が規定する条件を満たした場合のデータ化精度

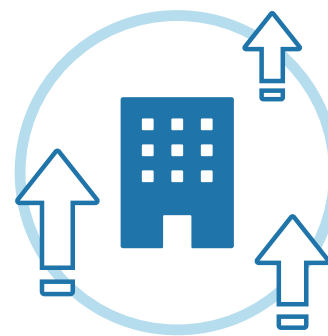
## 3つのメリット



あらゆる請求書を  
オンラインで受け取れる



法改正に対応した  
業務フローを構築できる



経理部門に限らず  
組織全体の生産性が上がる

# 請求書に関する法改正には、Bill Oneが対応します。

2022年1月1日に改正が施行された電子帳簿保存法や、2023年10月1日に開始されたインボイス制度など、Bill Oneを導入することで、法制度に対応した体制を構築することができます。

## インボイス制度

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書(インボイス)は、税務署長に申請し、登録された課税事業者のみが発行できます。請求書の受領企業が仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要になります。

### 適格請求書の受領だけでなく、発行にも対応しています

	<b>発行</b>			<b>受領</b>	
フォーマットに沿った 適格請求書の作成		適格請求書の発行 (紙・電子の両方に対応)	登録番号の照会 (国税庁のシステムとのAPI連携)		適格請求書の要件を 自動でチェック

## 電子帳簿保存法

電子帳簿保存法(電帳法)により、電子請求書は電子保存しなければならなくなりました\*。紙の請求書にも対応しながら、電子請求書を取り扱う必要があるため、コストをかけずに混在する紙と電子の請求書を一元管理する方法が求められています。

### 電帳法で定められた保存要件を満たして、請求書を電子保存します

			
正確なデータ化	タイムスタンプ	変更履歴・対応履歴の保存	請求書の検索

\* 2022年1月から2023年12月31日までの間において電子取引によって授受した電子データ(請求書を含む)を保存要件に従って保存することができなかったことについて、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データについて出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、引き続き保存期間終了まで出力した書面による保存が可能となります(令和4年度税制改正)。

\* 2024年1月1日以降に授受した請求書を保存要件に従って保存することができなかったことについて、相当の理由があると認められ、かつ、その請求書について電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式・明瞭な状態に限る)を提示または提出できる場合には、保存要件を不要として、電子データの保存が可能となります(令和5年度税制改正)。

**Bill One**  
powered by Sansan

お問い合わせ | デモ依頼やお見積りについては、お気軽にお問い合わせください

[bill-one@sansan.com](mailto:bill-one@sansan.com)

 0800-100-9933

<https://bill-one.com>

Sansan株式会社 [本社] 〒150-6228 東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ28F